

お詫びと訂正

本紙359号(23年2月15日付)2〜3面にて、第15回中央委員会における、各中央委員の発言の中、中央委員1名の氏名、中央委員3枚の写真、中央委員の写真を誤って掲載してしまいました。

紙面を借りてお詫び申し上げます。同時に、左記に氏名、写真を訂正させていただきます。

紙面上段1段目1人目・氏名、川田中央委員を河野中央委員に訂正および写真



河野中央委員



佐藤中央委員

二本柳中央委員



全港湾

上段1段目2人目・佐藤中央委員の写真が無いよう努めてまいりたいと考えます。

なお、今後は、記事掲載の際に二重、三重と確認を行ない、この様な紙面を借りてお詫び申し上げます。

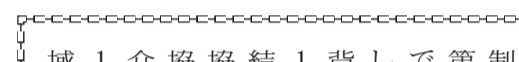
リレー随想

～空中散歩～

こんにちは。教宣部の外池です。コロナ禍のなか、日々の業務に従事、お疲れさまです。

23春闘が始まっています。業界団体や労働界でも賃上げムードが漂って、私たちが、順風となればよいのですが。さて、晴天が晴れた。先日、偶然にも時間が空

エに乗ってみようと思いつき、職場があるJR関内駅近郊からJR桜木町駅まで、健康のため散歩しながら街中を散歩してみました。桜木町駅前に到着、ロードボーター前の「運河パーク」まで5分、真下の汽車道の万国橋を歩いて15分ですが、料金は、おとな往復1800円(片道1000円)と少々お高い感がありますが、一度、空中散歩の感覚を味わうのも一見の価値と思いました。「運河パーク」に渡ると、よこはまコスモワールドやハンマーヘッド、赤レンガ倉庫などの観光スポットが直ぐそばで、息抜きがてら散歩するのも一考だと思います。



港湾を兵站基地にするな！ 港湾労働者と戦争を考える③



こくみん共済

3月9日の23春闘中央行動二日目に実施した新橋駅SL広場前での「港湾を兵站基地にするな！」「港湾労働者と戦争を考える」と題した、22秋闘以来二回目の宣伝行動で我々は、関係法令(自衛隊法103条)問題について訴えた。ここでは、港湾運送事業が「業務従事命令」の対象職種に挙げられていることについて到底容認できるものではないとした訴えを中心に行ってきた。これまでの

新橋SL広場で宣伝行動実施 全国港湾による又は関係運輸労働者との共同行動の取り組みをとおして「罰則規定」については許さなかつたものの、今後港湾運送事業者が忌避する選択の余地がなくなることにたいして大いに懸念するものである。(2014・9元全国港湾事務局長 鈴木信平氏×7セージ引用) 当日の新橋駅SL広場前での宣伝行動では、全国港湾・港運同盟が用意したビラについても全て通行の妨げもありません。 「港湾労働者の安心・安全の確保は労使共通の願いでもあります。」同時に、

港湾産別協定④1

～港湾労働者保障基金制度～

第9章「港湾労働者保障基金制度」に進みます。これは、港湾産別運動によって誕生した港湾労働者年金制度に代表される港湾労働者の生活保障のための制度を包括的に明記したものです。 はじめに第39条「港湾労働者保障基金制度」で全体を総括的に規定して、続いて、第40条「港湾労働者年金制度」、第41条「港湾労働者連営基金制度」、第42条「補償制度の取り扱い」、及び、第43条「転職資金制度」で構成されています。そして、この制度の誕生の背景と具体的内容には、1979年5月30日に締結した、いわゆる「5・30協定」があります。この協定はこれまで何度か紹介してきましたが、その1項で「港湾労働者の職域」を規定し、2項で「事

港湾労働セミナー 残念ながら見送り

が問われている。23港湾春闘での大幅賃上げの取り組みと共に、港湾を兵站基地にするな！港湾労働者・事業者をその被害者にも加害者にもしてはならないという我々の信念を今こそ大いに発揮すべきときであると確信する。